

E i w a N e w s

関連者間取引に係る書類の整理保存の特例

令和 8 年 9 月
(No. 254)

従来、グループ法人間で行われるシェアードコスト取引などにおいて、その取引に関する詳細な資料が作成されていないなどの理由により、税務当局がその取引の内容を正確に把握できない状況があることから、取引の内容を正確に把握するため、令和8年度税制改正により、関連者間取引に係る書類の整理保存の特例制度が創設されました。

今回は本制度についてご紹介します。

1 概要

対象法人が対象取引を行った場合において、その対象取引に係る対象書類に対象事項の記載等がないときは、特定事項記載書類の整理保存が必要とされます。

本特例は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度において行う対象取引に適用されます。

2 対象法人

対象とされる法人は、青色申告の承認を受けている内国法人です。

3 対象取引

関連者が対象法人に対して行う次の取引で、販売費・一般管理費その他の費用の額の基因となるものをいいます。

(1) 工業所有権等の譲渡又は貸付け

(2) 役務の提供

① 費用負担契約等に基づく事業活動（シェアードコスト取引）

イ. 経営資源を活用して行われる研究開発、広告宣伝その他の事業活動

ロ. 専用資産を使用させる行為及びその使用に係るその資産の維持・管理

② 経営の管理又は指導、情報の提供など

4 関連者

対象法人との間に次の関係がある法人をいいます。

(1) 親子関係

発行済株式等の50%以上を直接又は間接に保有する関係

(2) 兄弟関係

二の法人が同一の者によってそれぞれ発行済株式等の50%以上を直接又は間接に保有される場合の当該二の法人の関係

(3) 実質支配関係

一方の法人の役員の過半数を他方の法人の役員が兼務などしていることにより、事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係

5 対象書類

対象取引に関して受領又は作成した注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類で、法人税に関する法令により保存しなければならないこととされているものをいいます。

なお、注文書等の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合には、その電磁的記録を含みます。

6 対象事項

対象取引の区分に応じて次の事項とされています。

(1) 工業所有権等の譲渡又は貸付け

- ① 工業所有権等の明細…工業所有権等の内容、種類、数、存続期間又は貸付期間など
- ② 対象法人において果たす機能…対象法人における使用目的など
- ③ 対価の額の明細…工業所有権等の内容、種類、譲渡日時又は貸付期間もしくは回数、取引価格、支払通貨など
- ④ 対価の額の設定方法…（複数の工業所有権等の場合）工業所有権等ごとの取引価格とする、（貸付けの場合）使用期間に応じた金額とするなど、対価の額の算定の根拠とする計算方法など

(2) 役務の提供

- ① 費用負担契約等に基づく事業活動（シェアードコスト取引）
 - イ. 経営資源を活用して行われる研究開発、広告宣伝その他の事業活動
 - a. 事業活動の内容…研究開発や広告宣伝の方法、実施場所及び回数、対象法人が受ける利益の内容など
 - b. 費用の額の計算方法…費用の額を算出するために用いた具体的な計算方法など
 - ロ. 専用資産を使用させる行為及びその使用に係るその資産の維持・管理
 - a. 事業活動の内容…専用資産の概要及び所在地、具体的な用途など
 - b. 費用の額の計算方法…費用の額を算出するために用いた具体的な計算方法など
- ② 経営の管理又は指導、情報の提供など
 - イ. 役務の提供の明細及び内容…役務の提供が行われた日時、場所、期間又は回数など、並びに役務の具体的な内容
 - ロ. 対価の額の明細及び計算方法…対価の額の内訳、具体的な計算方法など

7 特定事項記載書類

対象法人が対象取引を行った場合において、注文書や契約書などの対象書類に、対価の額の具体的な計算方法などの対象事項の記載等がないときは、その記載等のない事項（特定事項）を明らかにする書類（特定事項記載書類）を確定申告書の提出期限までに取得又は作成し、確定申告書の提出期限の翌日から7年間、納税地などに保存することとされています。

なお、特定事項記載書類の整理保存が行われていない場合には、青色申告の承認の取消事由に該当し、納税地の所轄税務署長は青色申告の承認を取り消すことができることとされています。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、
よろしくお願い申し上げます。